



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通 き

発行月：2024年10月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第31号として、秋号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2024年秋号 目次

- | | | |
|---------------------------|-------|----|
| ● ごあいさつ | | p1 |
| ● 判決に学ぶ | | p2 |
| ● 「コンセント(同意)制度」の導入の実現と利用性 | | p4 |
| ● 弁理士紹介 | | p5 |
| ● 海外の特許事情 | | p5 |
| ● 映画の著作者・映画製作者について | | p6 |
| ● 事務所の概要 | | p7 |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」 | | p8 |



判決に学ぶ

判例解説 東京地裁令和6年5月16日判決 (令和5年(行ウ)第5001号出願却下処分取消請求事件)

第1. 初めに

DABUS (ダバス) という A.I. により創出された発明の保護をめぐり、A.I. が発明主体となり得るかについて、各国で裁判が行われている。これらは、DABUS プロジェクトと呼ばれている。

日本でも、令和6年5月16日に東京地方裁判所において判決が出たので、判決内容について解説する。

第2. 事件の概要

原告は、特願 2020-543051 に係る国際出願（以下「本件出願」という。）をした上、特許庁長官に対し、特許法 184 条の 5 第 1 項所定の書面に係る提出手続（以下、当該提出に係る書面を「本件国内書面」という。）をした。そして、原告は、国内書面における発明者の氏名として、「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した。これに対し、特許庁長官は、原告に対し、発明者の氏名として自然人の氏名を記載するよう補正を命じたものの、原告が補正をしなかったため、同条の 5 第 3 項に基づき、本件出願を却下する処分（以下「本件処分」という。）をした。本件は、原告が、被告に対し、特許法にいう「発明」は A.I. 発明を含むものであり、A.I. 発明に係る出願では発明者の氏名は必要的記載事項ではないから、本件処分は違法である旨主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

（国内書面の一部抜粋）

【提出日】令和2年8月5日

【出願の表示】

【国際出願番号】PCT/I B2019/057809

【出願の区分】

【発明者】

【氏名】ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能

【特許出願人】

【氏名又は名称】A

【発明の名称】フードコンテナ並びに注意を喚起し誘引する装置及び方法

（争点）

特許法にいう「発明」とは、自然人によるものに限られるかどうか。

第3. 原告の主張

①特許法は A.I. 発明の保護を否定していない

特許法第 2 条第 1 項では、「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と定義しているが、「発明」は自然人がしたものに限定されていない。

仮に、特許法上の「発明」が自然人による発明に限定されると解釈すると、特許法第 29 条第 1 項各号が定める公知の発明、公然実施発明等にも A.I. 発明が含まれないことになる。しかし、A.I. 発明が引用発明にならないとすると、当該 A.I. 発明と同一の内容の発明をした者は、その発明について新規性要件で拒絶されることがないということになる。

②A.I. 発明の出願では発明者の氏名は必要的記載事項ではない

A.I. 発明は、自然人が介在することなく A.I. が自律的に生成した発明であるから、そもそも発明者名誉権

なるものを観念する余地がない。そうすると、人格権としての発明者名誉権は発生しない。したがって、A I 発明においては、発明者名誉権の帰属を明確にする必要はなく、【発明者】の【氏名】の欄に「発明者」(自然人)の氏名を記載しなければならない理由はない。

第3. 裁判所の判断

①我が国における「発明者」という概念

知的財産基本法2条1項には、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるものと規定されている。

かかる規定により、発明とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当である。

②「発明者」の表示

発明者の表示については、特許法第36条第1項第2号が、発明者の氏名を記載しなければならない旨規定する。

上記にいう氏名とは、文字どおり、自然人の氏名をいうものであり、上記の規定は、発明者が自然人であることを当然の前提とするものといえる。

③A I を発明者と認めた場合の問題点

特許法第29条第2項は、特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(以下「当業者」という。)が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、進歩性を欠くものとして、その発明については特許を受けることができない旨規定する。

しかしながら、自然人の創作能力と、今後更に進化するA I の自律的創作能力が、直ちに同一であると判断するのは困難であるから、自然人が想定されていた「当業者」という概念を、直ちにA I にも適用するのは相当ではない。

④結論と問題提起

特許法に規定する「発明者」は、自然人に限られるものと解するのが相当である。

特許法にいう「発明者」が自然人に限られる旨の前記判断は、上記実務上の懸念までをも直ちに否定するものではなく、原告の主張内容及び弁論の全趣旨に鑑みると、まずは我が国で立法論としてA I 発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、A I 発明に関する産業政策上の重要性に鑑み、特に期待されているものであることを、最後に改めて付言する。

第4. まとめ

現行法の下では、上記した裁判所の判断は妥当であると考える。ちなみに、本DABUSプロジェクトにおいて、米国、中国、韓国、欧州の裁判所でA I が発明者として認められたケースはなく、一致した見解となっている。

しかし、A I 技術の飛躍的な進歩により、A I 発明がますます増える状況においては、上記付言にもあるよう、我が国で立法論としてA I 発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが求められる。

また、企業においても、A I 発明の主体を自然人とした場合、発明者を誰にするのか(例えば、A I へ発明創作を指示した者、A I による発明を評価・選択した者など)、A I 発明と従来型発明とを同列に評価するのか(例えば、職務発明における対価)など、取り組むべき問題は多い。

これらに関連して、「A I を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」の報告書が特許庁HPにアップされているので、興味がある方は御覧ください。

日本の商標制度における 「コンセント（同意）制度」の導入の実現と利用性

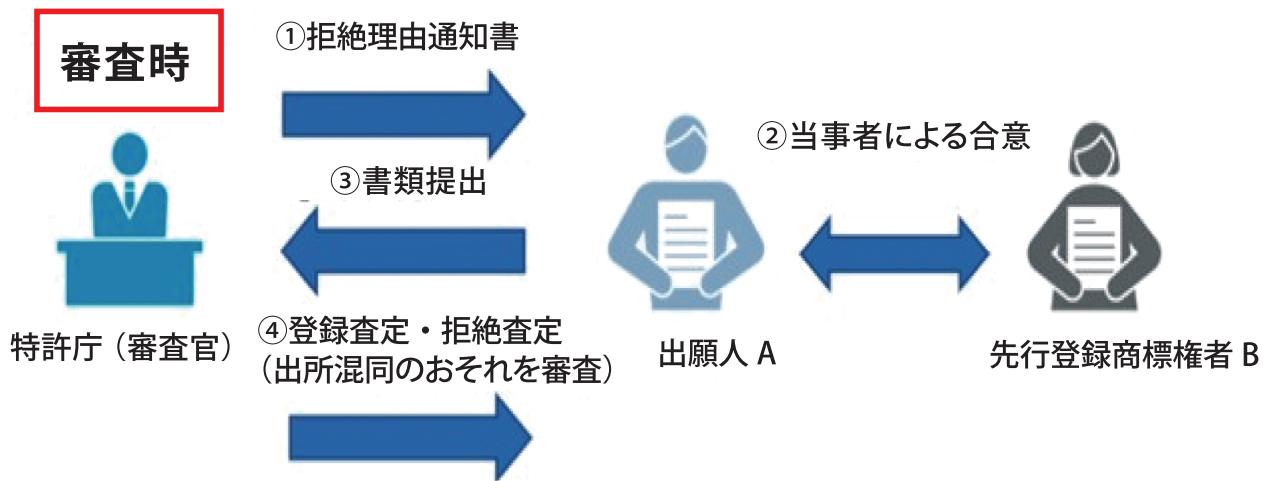
文：弁理士 藤田 康文

令和6年4月1日に、商標法第4条第4項の規定が施行されることで、日本の商標制度でも「コンセント（同意）制度」が導入されました。

日本の商標制度の「コンセント（同意）制度」を簡単ですが以下に説明します。

日本の商標制度の「コンセント（同意）制度」は、他人の先行登録商標との併存登録を認める点で、商標法第4条第1項第11号の例外になります。

この「コンセント（同意）制度」は、特許庁の「コンセント制度のイメージ」によると、下記のように、主に、商標法第4条第1項第11号違反の拒絶理由通知書を受けた場面で利用されることが想定されています。もっとも、コンセント制度の適用に係る書類を、出願時や出願後の拒絶理由通知前に提出することも可能となっています。



日本の商標制度の「コンセント（同意）制度」は、「コンセント制度の適用に係る書類」として、引用の先行登録商標の商標権者の承諾書のみならず、出願商標と先行登録商標の間で「混同を生ずるおそれがない」ことを証明する書類の提出が必要です。

しかも、「混同を生ずるおそれがない」に該当するためには、査定時の段階のみならず、将来にわたっても混同を生ずるおそれないと判断することを要する、とされています。

ただし、「混同を生ずるおそれがない」かどうかは、商標法第4条第1項第11号の判断において互いに同一又は類似の関係とされた、両商標に係る指定商品又は指定役務のうち、出願人が出願商標を現に使用し、又は使用する予定の商品又は役務と、同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が登録商標を現に使用し、又は使用する予定の商品又は役務との間で判断されます。

このようなことから、引用の先行登録商標とほぼ同一で両商標に係る指定商品又は指定役務のうち、双方が出願商標を現に使用し、又は使用する予定の商品なども同一の場合には、先行登録商標の商標権者から承諾書を得ることができても、コンセント（同意）制度の適用は難しくなることが考えられます。

以上を総合しますと、従来からあるアサインバックの手法もまだ利用する価値があると思料されます。

もっとも2024年4月1日時点でアサインバックの手法により併存登録されている商標は、コンセント制度の適用により併存登録が認められた場合と同様に、混同防止表示請求及び不正使用取消審判の規定が適用されるようになったことに留意が必要です。


弁理士紹介

弁理士 小池 成

弁理士 北尾 拓洋

私は、今年弊所に入所し、化学・材料関連、構造物関連の特許出願、中間処理などの業務に携わっております。

知財関連の仕事をする前は、企業において、研究部門にて化合物の研究開発に携わり、技術部門にて製造技術関連の業務に携わって居りました。企業での業務を通じて、企業の研究はその成果が特許権として保護されてはじめて完成するという点を学び、知財の重要性を強く感じて居りました。そして、24年前に特許事務所に移り、その後に弁理士の資格を取得致しました。

特許出願の業務においては、より良い明細書を作成するため、発明者様の拘りや思いをできるだけ明細書に反映できるよう心掛けて居ります。そのような拘りの中に発明の本質が含まれていることが多々ございますので、丁寧に検討していく必要があると考えて居ります。のために、面談準備及び面談を大切にし、面談を通じて発明者様のご意向をできるだけ引き出し、検討を加えながらより良い明細書を作成できるよう取り組んで居ります。

技術は常に進歩しており、知財を取り巻く環境も常に変化しております。これからも、そのような変化に対応し、お客様にご満足頂ける仕事ができるよう研鑽を積んで参りたいと考えて居りますので宜しくお願い申し上げます。

私は、2024年に入社し、海外のクライエント様の日本出願の中間処理（いわゆる外内案件）を中心とする海外関係の業務を担当しております。

大学では物理学科の出身ですが、海外のクライエント様の技術分野は多岐にわたっており、電子工学や機械工学など、これまでの知識ではカバーできない知識を要するものが多いため戸惑う面もありますが、業務経験を通じて様々な技術分野の知識が日々蓄積されていくを感じています。

特に海外のクライエント様にとっては、日本の特許法の細かい解釈や運用、特許審査の慣行などはわかりにくいうことが多く、拒絶理由通知を受けて、対応に戸惑っておられるクライエント様がしばしば見られます。日本語の拒絶理由通知は、比較的長文であることも混乱を生じる原因になっているようです。日々の業務では、この点をよく理解するとともに、海外のクライエント様にとってなるべくわかりやすい表現で現在の状況を的確に説明するよう心がけております。

今後も、数多くの案件に携わることで、様々な技術分野についての知識と経験を蓄積していくとともに、クライエント様の御理解に足る十分な表現力を養っていくよう努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。



海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

ミャンマー 初めての特許法が施行

ミャンマーでは、2024年6月1日に、同国初となる特許法が施行されました。また、6月4日には、特許規則も続けて発行されました。知的財産の保護に関しては、2019年に特許法を含む一連の法律が制定されたのですが、特許法は最後まで未施行の状態となっていました。

特許法では、特許要件として、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が求められています。また、日本の実用新案に相当する小特許の制度もあり、こちらは新規性と産業上の利用可能性のみが特許要件となっています。特許の有効期間は出願日から20年、小特許は10年です。

特許出願は英語またはミャンマー語で行うことができますが、英語の場合はミャンマー語訳が要求される可能性があります。また、WTO加盟国での最初の出願から12ヶ月以内に優先権を主張することができますが、ミャンマーはパリ条約や特許協力条約をまだ批准していないため、これらに基づく優先権の主張等はできません。

なお、従前の証書登記法に基づく発明の登記は、特許法の施行に伴い認められなくなりますので、注意が必要です。

ヨーロッパ 単一特許制度の開始から1年

昨年6月に単一特許制度が開始されてから1年強となります。

ヨーロッパ特許庁(EPO)のウェブサイト(<https://www.epo.org/en/about-us/statistics/statistics-centre#/unitary-patent>)では、単一特許についての統計が随時更新されていますので、これまでの申請状況(2024年9月2日時点)を紹介します。

これまでに申請された単一特許は、累計35188件で、ヨーロッパ特許の20.3%で単一特許が申請されました。この比率は、2024年には24.7%に上昇しています。

申請された単一特許を技術分野で見ると、医療技術(12.4%)が飛び抜けて多く、計測(5.6%)、デジタル通信(5.4%)、土木(5.3%)と続きます。ヨーロッパ出願全体(2023年)では、デジタル通信(8.9%)、医療技術(8.0%)、コンピュータ技術(7.9%)、電気機械(7.7%)の順ですので、技術分野により単一特許の申請比率が大きく異なることが読み取れます。

出願人別では、EPO加盟国が合計で64.3%を占め、アメリカ(16.0%)、中国(6.0%)、日本(3.8%)、韓国(3.3%)と続きます。ヨーロッパ出願に対する申請比率は、EPO加盟国では高く、加盟国外では低い傾向です。しかし、日本は、ヨーロッパ出願に占める割合が10.8%(2023年)であることから、申請比率の低さが顕著です。

理由としては、もともと移行国数が少なくコストメリットが無い、他国の出願よりも慎重である、などが考えられます。単一特許は、日本の出願人にはとりわけ人気が無いようです。

インド 実施報告書の提出時期についての混乱

前号では、インド特許規則の改正により、実施報告書の提出義務が、毎年1回から3年に1回に軽減されたことをお知らせしました。

しかしながら、改正法の適用範囲や条文の解釈をめぐって意見が分かれており、混乱が生じています。具体的には、改正時点で既に登録となっていた特許にも改正法が適用されるのかどうか、また、3年の期間の起算日はいつになるのか、といった点が明確となっておらず、現地代理人の見解も様々です。

改正法の誤った解釈により、結果的に実施報告書の提出を怠ったと判断されてしまうと、罰金が課せられたり強制実施権が設定されたり可能性があります。そのため、上記が明らかとなるまでは、安全面を重視して、従来通り実施報告書を毎年1回提出することをおすすめします。インド特許庁から公式見解が出るとの情報もありますので、それまでは旧法に基づく手続を維持するのが良さそうです。

(追記：その後公式見解が出されました。起算日が明確となった他、改正前に登録された特許については2026年まで提出不要であることが確定しました。)

1 はじめに

映画の著作物（注1）については、著作権法上、映画製作者（「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」。著作権法2条1項10号）、著作者（「その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」。著作権法16条本文）及び著作権の帰属（「その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する」。著作権法29条1項）を定める規定があり、特段の合意がない限り、上記の各規定の適用により著作権の帰属が決せられます。

従来から、ゲームソフト、テレビCM原盤その他の劇場用映画以外の映画の著作物について、著作者・映画製作者が争われた事例がありましたが、近時、医学書附属のDVDに収録された映像（以下「本件映像」といいます。）の著作者・映画製作者について、原審と控訴審とで異なる判断を示した事例が現れました（東京地裁令和5年8月30日判決、知財高裁令和6年3月28日判決（注2）。以下、前者を「地裁判決」、後者を「高裁判決」といいます。）。

そこで、以下、映画の著作物の著作者・映画製作者に関し、上記の判決を紹介した上で、考察したいと思います。

2 映画の著作物の著作者について

多くの裁判例は、特に「著作者」の基準を示すことなく、全体の予算の策定や撮影・編集作業の指示などを総合考慮して、「その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」（著作権法16条本文）を判断しています。

この点、地裁判決は、出版社である被告から委託を受けて映画の著作物である本件映像の制作した原告及び医学書の執筆者として受託者を被告に紹介するなどした医師（以下「医師」といいます。）を、著作者と認定しました。

しかし、高裁判決は、医師の関与は、本件映像の制作を監修する立場からの助言若しくはアイデアの提供というべきものであって、本件映像の具体的表現を創作したものとは認められないとして、原告のみを著作者と認定しました。

3 映画製作者について

東京高裁平成15年9月25日判決以降の裁判例は、著作権法2条1項10号の文言及び立法趣旨から、①映画の著作物を製作する意思を有し、②当該著作物の製作に関する法律上の権利・義務の帰属主体であって、そのことの反映として、③当該著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体を検討した上で、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」（著作権法2条1項10号）を判断しています。

この点、地裁判決は、本件映像の制作に関する経済的な収入・支出の主体となる者は、原告ではなく、医師であったと判断して、本件映像の映画製作者は医師であると認定しました。

しかし、高裁判決は、出版社である被控訴人（一審被告）と医師との間で、医師が本件書籍の出版に必要な費用を調達するに足りるだけの購入先を確保できない事態が生じた場合に、医師が不足分の費用を負担するとの合意が成立したとは認められず、被控訴人（一審被告）が最終的に不足分の費用を負担すべき立場にあったと判断して、本件映像の映画製作者は被控訴人であると認定しました。

4 考察

著作権法上の構造上、発注者から委託を受けて映画の著作物を制作した者（以下「受託者」といいます。）が、当該著作物の著作権者と認められるためには、当該著作物の著作者であることのほか、著作権法29条1項が適用されないことが必要です。そして、一般に、同条の参加約束は緩やかに認められているため、受託者が映画製作者であると認められない場合には、結果として、受託者に著作権は帰属しないこととなります。

この点、受託者は、通常、映画の制作に関する経済的な収入・支出の主体等ではなく映画製作者と認められないことから、受託者が当該著作物の著作権の帰属について争うことは困難と思われます（注3）。したがって、受託者としては、作業開始に先立って、契約により完成した著作物の著作権の帰属等について定めておくことが肝要です。



注1) 映画の著作物には、「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」が広く含まれます（著作権法2条3項）。

注2) 詳細については、以下のURLのページを参照してください。

<https://bunkyo-hongo.com/2024/07/16/titekizaisan-20240328/>

注3) この点、大阪高裁令和元年11月7日判決は、著作者であることを基礎付ける主張と映画製作者であることを基礎付ける主張とは異なることを指摘しています。



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



所長弁理士 荒船 博司

Office



- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- T E L 03-5251-5721(代表)
- F A X 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (<http://www.koyo-patent.co.jp> 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理、国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR 有楽町駅（日比谷口）徒歩5分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅（A5出口）徒歩3分
千代田線 日比谷駅（A13出口）徒歩2分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由 A13出口) 徒歩6分

銀座界隈

てくてく グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



とつておきのお店を
ご紹介します。



MAP

銀座 KAZAN

■ 電話：03-3562-8050



■ 営業時間

月～土 11:30～15:00 (L.O.14:00) 17:30～22:30 (L.O.21:30)
日・祝 11:30～15:00 (L.O.14:00) 17:30～22:00 (L.O.21:00)

住所：東京都中央区銀座 3-4-6 正隆銀座ビル 1F

今回紹介するお店は世界のシーフードを楽しめるイタリアンのお店「銀座 KAZAN」。銀座ガス灯通りにある、落ち着いた雰囲気のお店です。

ランチは4000円ほどの平日限定コースや、9000円ほどのスペシャルランチフルコースなど、お好きなコースをお選びいただけます。今回は「KAZANスペシャルフルコース」をいただきました。

まずはアミューズは冷たいコソメジュレのカクテル。宝箱を揺するような味と美しさに一気に心を奪われます。次に世界の至宝といわれる“キャツツアイ”オイスター(生牡蠣)。牡蠣のクリーミーさだけでなく、西洋わさび入りのソースに味蕾を刺激されること間違いなしです。花ひらをあしらったズワイ蟹と洋梨の冷たいフェリーニは乙女心をくすぐるもの。季節によってフルーツが変わるところも魅力的です。訪問日のオードブルはタスマニアサーモンのコンフィ。ぶるぶると柔らかく甘いサーモンがお口の中でとろけます。トリュフとマッシュルームのフォームロワイヤル仕立ては一度で二度楽しめるお料理。フォームのしゅわしゅわの食感に驚かされた後は、やわらかく包み込むような下の層に癒されます。

ニューカレドニア産“天使の海老”的フライにはエビフライの固定概念を覆されるでしょう。“天使の海老”はグループ会社であるゴダック社が開発された世界最高品質の海老だそうで、そのやわらかさ・美味しさは称号に違わぬもの。頭からしっぽまで全て美味しくお召し上がりいただけます。北海道産生雲丹と直火帆立貝のミルフィユにはナイフを入れた時にさくさくとした音が響き、耳でも楽しめる一品です。

訪問日のデザートはそば茶を使用したプラマンジ。アールグレイとそば茶の2種のお茶のハーモニーが絶妙です。飲料水にまでこだわる徹底ぶりに、細部にまでお店のおもてなし精神を感じられます。世界の海を堪能できる素晴らしいお料理の数々を心行くまでご賞味ください。

によろ助 銀座

■ 電話：03-5537-5914

住所：東京都中央区銀座 6 丁目 12-7
銀座新星ビル

東銀座駅から徒歩4分、銀座の大通りから直ぐ。リノベーションした一軒家「によろ助」は銀座の喧騒を一瞬にして忘れる大人の空間。東京では稀少な、関西風の地焼き鰻を蒸さずに焼くことで、鰻本来の旨味や脂の乗り、身の歯ごたえを引き出します。

コースはメインの鰻重と前菜、小鉢、肝吸いなどを楽しめる7,500円のものから、鰻串や造り、う鍋のついたコースまで様々。夜は珍しい鰻しゃぶしゃぶやてんぶら、鰻一品等、定番から新しい味の発見まで、鰻料理の数々を楽しめます。

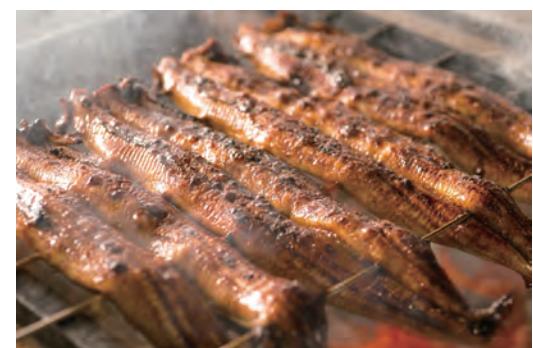
メニューにあるものはほぼ全てお持ち帰りも可能とのことで、大切な方へのお土産や会議のお弁当にもおすすめです。

店内は外観の世界観をそのままに、モダンな造り。接待やプライベートな会食に便利な個室や、大人数での宴席にも使える襖仕切りの広いお部屋など、お席の種類も豊富で、シーンに合わせて使い分けられるのが嬉しいところ。

定番の蒲焼から、滅多にお目にかかるないような鰻料理を味わえる「によろ助 銀座」に、鰻好きなら是非一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

■ 営業時間：11:00～22:00 (21:00L.O.)

■ 定休日：無



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>